

所沢市条例等の立案に関する指針

(平成22年6月1日策定)

目 的	<p>この指針は、地方公共団体の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現しなければならない地方分権時代において、自治立法である条例や規則を積極的に活用して、本市における政策課題に適切に対応するとともに、地域にふさわしい、実効性のある政策を推進していくため、本市が処理することとされる事務に関し条例化事項及び規則化事項の基準・方針を定める。</p>
指針の対象	<p>この指針は、次に掲げるものを対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 条例(2) 規則
条例制定の意義・必要性	<ol style="list-style-type: none">(1) 市議会の審議・議決を経るため、制定経過の透明性が確保されるとともに、市民に対する説明責任を果たすことができる。(2) 市の政策を広く市民にアピールすることができる。(3) 必要に応じて罰則を設けることが可能であり、行政目的を実現するための実効性を確保することができる。

<p>条例所管事項</p>	<p>必要的条例化事項…次に掲げる事項に該当する場合は、法令の規定に基づき必ず条例で規定する必要がある。</p> <p>(1) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する事項 「普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。」(地方自治法第14条第2項)</p> <p>(2) 法令の中で「条例で定めるところにより」など、条例での規定が明示されている事項(使用料や手数料の徴収等)</p> <p>任意的条例化事項…次に掲げる事項に該当する場合は、法令に根拠となるものはないが、市の施策を実施するため、あるいは市民本位の行政を推進していく観点から、条例で規定することとする。</p> <p>(1) 行政運営全般又は個別行政分野の基本となる事項を定めるもの(〇〇基本条例)</p> <p>(2) 金銭の徴収を行うもの(徴収金を負担金で歳入しているもの)</p> <p>(3) 市の行う政策が、市民の生活に直接影響を及ぼすような重要な事項であり、かつ、継続性を有する場合で、条例の意義に照らし条例化の実効性が期待できるもの</p> <p>(4) 市、市民等に対して、一定の事項を遵守する責務を定めようとするもの</p>
<p>規則所管事項</p>	<p>規則化事項…次に掲げる事項に該当する場合は、法令の規定により又は条例への制定事項との整合性、市民への影響等を考慮し、規則で規定することとする。</p> <p>(1) 地方自治法又は個別の法令の規定により、「規則で定めるところにより」など、規則事項とされているもの</p> <p>(2) 条例の規定により、規則事項とされているもの(様式名称、添付資料等の事務上の詳細事項等)</p> <p>(3) 法令、条例に基づく事務の対象、内容、手続等について定めたもの(〇〇法施行細則、△△条例施行規則)</p> <p>(4) 市民の生活に影響を及ぼすような施策で、条例化に至らない比較的軽易なもの</p> <p>(5) 市行政の事務のあり方について、条例化に至らない比較的軽易な内部手続に属するもの</p>